

## ○汚水処理施設の効率的な整備や維持管理推進のための 手法はどうあるべきか

【市町村長アンケートとりまとめ意見を踏まえた議論のたたき台】

### ① 汚水処理施設の統合、広域化、連携

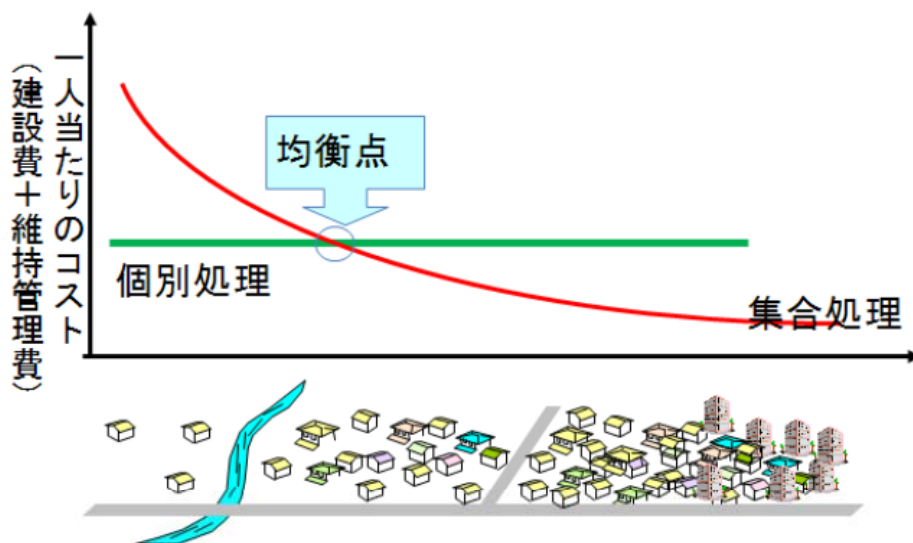
《市町村長アンケート取りまとめ意見》

- ・公共下水道・農業集落排水施設や、し尿処理施設を含む処理施設の統合を進めるなど、地域の実情に応じた汚水処理施設の広域化施策や各事業連携を行う。

《浄化槽の現状・取り組み》

- ・浄化槽は、コスト的に集合処理が馴染まない人口密度が低い地域において設置される分散処理システムであり、基本的には個々の施設を統合処理する考え方はない。

図 分散処理と集合処理のコスト比較



- ・一般家庭に導入されている浄化槽は、基本的に1戸に1基設置されるが、複数戸に1基に集約して設置される場合もある。市町村設置型の浄化槽への国庫助成制度として、地形等の特殊状況により戸別に浄化槽を設置できない場合には、複数戸（5戸以下）に1基の浄化槽に対する補助を認めているところ。

## ② 汚泥処理の集約化、共同化

### 《市町村長アンケート取りまとめ意見》

- ・各污水处理施設から発生する汚泥の集約化・共同化などを柔軟な対応により効率化を進めることを考える。

### 《浄化槽の現状・取り組み》

- ・浄化槽汚泥は、市町村から又は廃棄物処理法で一般廃棄物に係る収集・運搬の許可を受けた事業者がし尿処理施設に運搬して処理されることが多い。平成 21 年度の浄化槽汚泥の計画処理量は 1,492 万 k1 であり、その 93.8%はし尿処理施設で処理されている。

図 平成 21 年度の浄化槽汚泥の処理の内訳

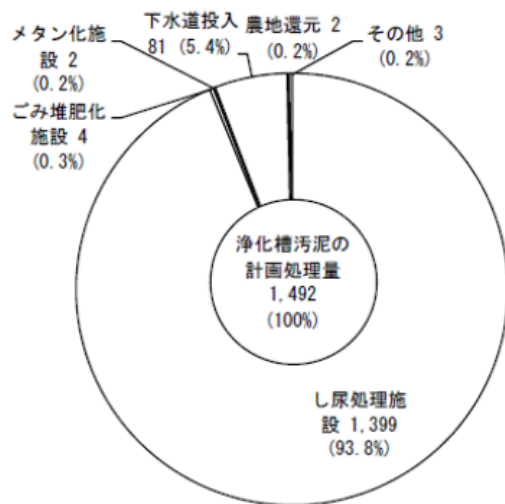
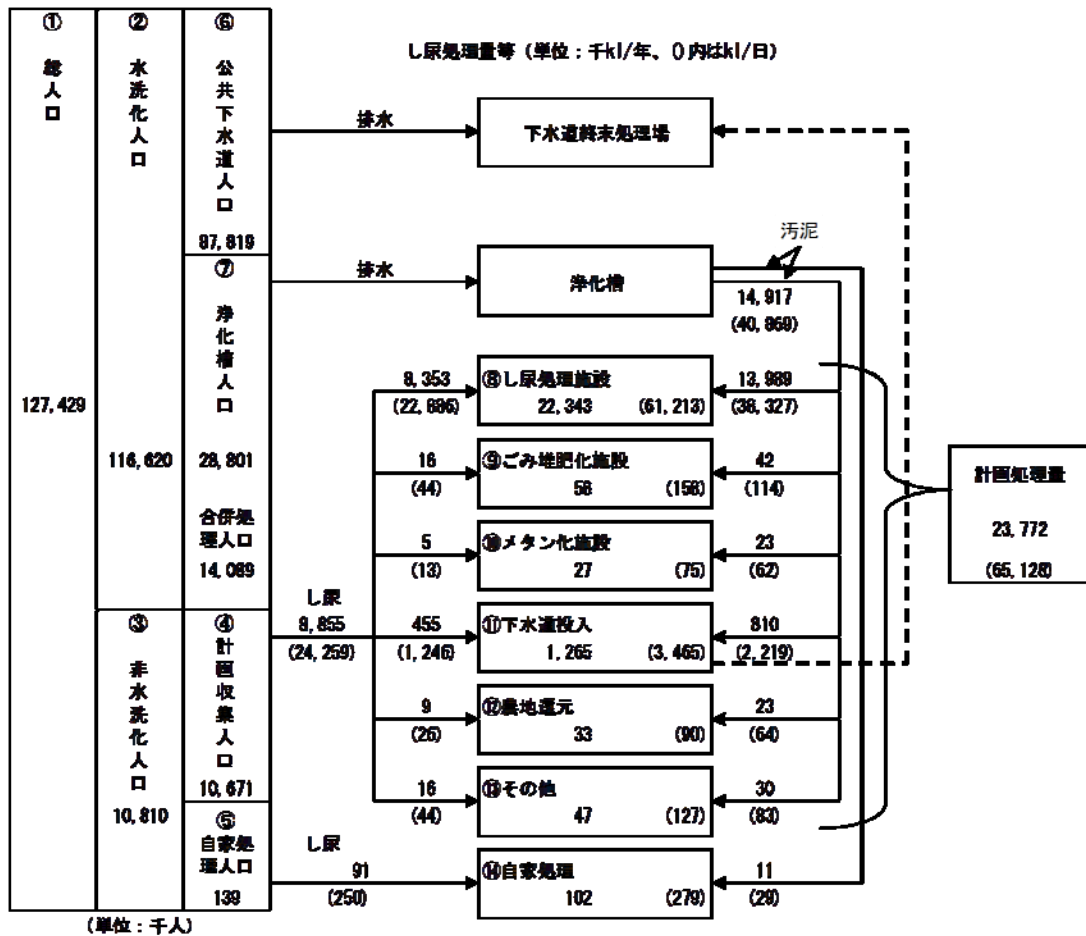


図 し尿処理フローシート（平成 21 年度実績）



- ・水洗化率=②/①=91.5%
- ・非水洗化率=③/①=8.5%
- ・公共下水道水洗化率=⑥/①=68.9%
- ・浄化槽水洗化率=⑦/①=22.5%  
（コミュニティ・プラント含む）  
（うち合併処理 11.1%）
- ・非水洗化人口における計画収集率 ④/③=96.7%
- ・非水洗化人口における自家処理率 ⑤/③=1.3%
- ・計画処理量（含浄化槽汚泥）  
⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬=65,126kl/日 ……………a
- ・総処理量（計画処理量+自家処理量）  
⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭=65,407kl/日 ……b
- ・し尿処理施設及び下水道投入による処理率 (⑧+⑪)/a=99.3%
- ・1人1日当たりし尿計画処理量 (a-40,868)/④=2.27kl/人日
- ・1人1日当たりし尿排出量 (b-40,868-29)/③=2.27kl/人日
- ・1人1日当たり浄化槽汚泥計画処理量 40,868/⑦=1.42kl/人日
- ・1人1日当たり浄化槽汚泥排出量 (40,868+29)/⑦=1.42kl/人日

### ③ 維持管理費用の削減、効率化

#### 《市町村長アンケート取りまとめ意見》

- ・維持管理費の削減については、下水道での包括民間委託の取り組みや汚水・汚泥処理の広域化・共同化も考え、一層のコスト削減を図るなど、効率的な維持管理を進める必要がある。

## 《浄化槽の現状・取り組み》

- ・市町村設置型において、PFI 事業に取り組む自治体については、結果として維持管理経費が削減される。

(浄化槽の PFI 事業は、いわゆる BOT 方式 (Build, Transfer, Operate) で、民間事業者が施設を建設した後、その所有権を公共に移転し、施設の維持管理を民間事業者が行う方式を対象。現在、11 市町村で実施) (第 4 回委員会資料 2 「適正な維持管理を確保するための手法はどうあるべきか」の資料再掲)

- ・維持管理が適正かつ効率的に実施されるよう、維持管理組織の設置や、維持管理に必要な保守点検、清掃や法定検査についての一括契約に取り組む自治体がある。(平成 21 年末時点で維持管理組織は 128 市町村、一括契約は 153 市町村・5 都道府県) (第 4 回委員会資料 2 「適正な維持管理を確保するための手法はどうあるべきか」の資料再掲)

## ④ 事業連携促進のための制度拡充、諸手続の簡素化

### 《市町村長アンケート取りまとめ意見》

- ・公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の連携事業が促進するように、現行の事業制度の拡充や新規事業の創設※など、より充実した事業制度の整備を図るとともに、諸手続の簡素化を図る。

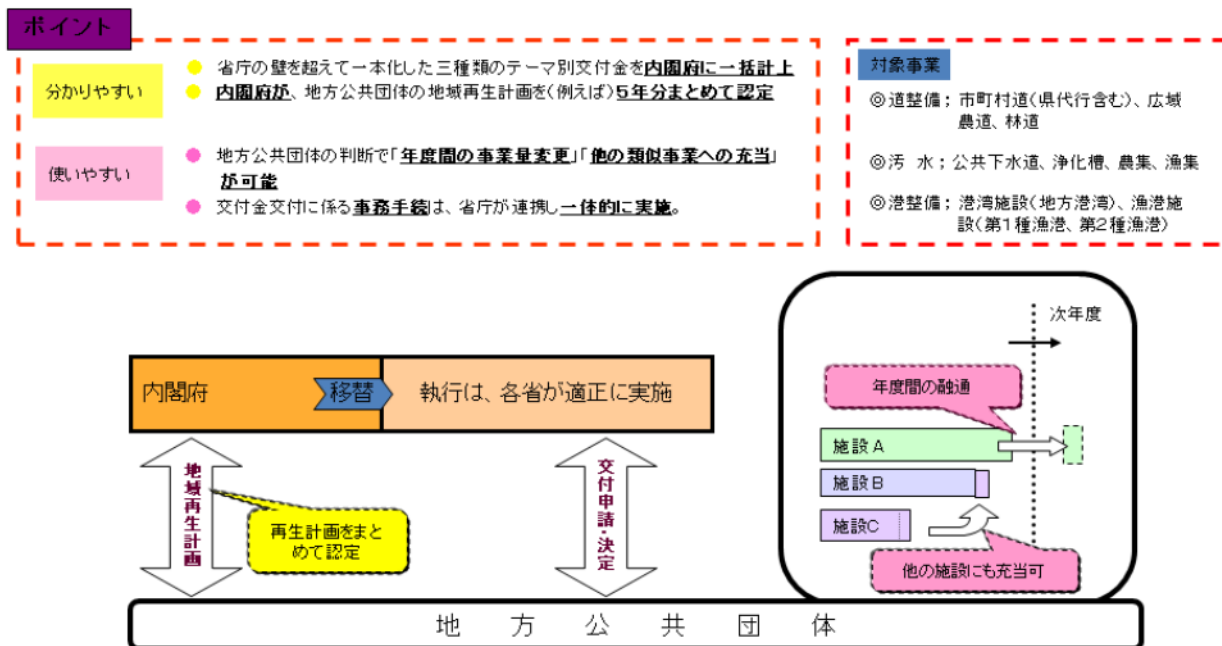
#### ※主な具体例

- ・整備費用のみならず、維持管理費用に関する財源制度の拡充
- ・高齢者、独居世帯等を支援する財源制度
- ・MICS 事業制度をより拡充するなど、広域事業制度の手続きスムーズ化

### 《各汚水処理事業における共通の現状・取り組み》

- ・農林水産省、国土交通省、環境省所管の汚水処理施設の整備を効率的に行うため、事業間での交付金の融通や年度間での事業量の変更が可能な制度として「地域再生基盤強化交付金 (汚水処理施設整備交付金)」が平成 17 年度から内閣府に創設され、平成 22 年度は 1,034 億円の内数が計上されている。

図 地域再生基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金）の概要



### 《浄化槽の現状・取り組み》

平成17年度から内閣府に創設されている地域再生基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金）のうち、浄化槽を含む事業の申請件数は次のとおりとなっている。

図 地域再生基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金）予算額と申請件数

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
地域再生基盤強化交付金（百万円）	81,000	137,700	141,833	144,608	144,608	103,389
汚水処理施設交付金の交付件数	277	352	363	360	356	—
うち浄化槽を含む事業の申請件数	268	338	351	348	345	—

## ⑤ 施設の老朽化対策、長寿命化計画策定の推進

### 《市町村長アンケート取りまとめ意見》

- ・ 汚水処理施設整備の推進にあたり、施設の老朽化に伴う長寿命化対策の推進、効率的な維持管理業務を行うことが必要である。そのため、施設の長寿命化計画の策定を推進する。

#### 《浄化槽の現状・取り組み》

・平成 10 年度の実態調査においては、浄化槽の躯体の使用年数は 30 年以上との結果が得られている。(第 4 回委員会資料 2 「適正な維持管理を確保するための手法はどうあるべきか」の資料再掲)

### ⑥ 行政部局、事業制度、事務手続きの効率化・一元化

#### 《市町村長アンケート取りまとめ意見》

・地域の汚水処理整備の普及促進を効率的・一体的に進めるため、国所管部局、事業制度や各都市での行政部局や事務手続きの一層の効率化や一元化を図ることも肝要である。

#### 《浄化槽の現状・取り組み》

・維持管理が適正かつ効率的に実施されるよう、維持管理組織の設置や、維持管理に必要な保守点検、清掃や法定検査についての一括契約に取り組む自治体がある。(平成 21 年末時点で維持管理組織は 128 市町村、一括契約は 153 市町村・5 都道府県)(第 4 回委員会資料 2 「適正な維持管理を確保するための手法はどうあるべきか」の資料再掲)